

日頃、ご愛顧頂いておりますお客様へ 緊急告知!!

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様に対し、経済産業省より「資金繰り」「設備投資・販路開拓支援」の側面で各種支援策が講じられています。このような大きな外部環境の変化が生じた際には、経済産業省、中小企業庁、各地方自治体の支援制度に目を配り、**早め早めの対応が企業の存続を左右致します。**当法人では、**現況把握から始まり、各支援制度への対応可否、計画書及び申請書作成支援、金融機関交渉までシームレスなご支援**を提供させて頂いておりますので是非当法人までお気軽にご相談下さい。

支援対策 1. 持続化給付金

① 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です。

② 給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限になります。

◆売上減少分の計算方法 前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)

② 支給対象

◆新型コロナウイルス感染症の影響により、**売上が前年同月比で50%以上減少している者。**

◆資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。**

また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

令和2年度補正予算の成立(4月末)が前提となります。

支援対策 2. 設備投資・販路開拓支援の拡充

① ものづくり・創業・サービス補助金

中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、
新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

補助率を1/2から2/3へ引き上げ

② 持続化補助金

小規模事業者等が感染症の影響を乗り越えるために、
経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

補助上限を50万から100万円へ引き上げ

③ IT導入補助金

中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、
ハードウェア(PC、タブレット端末等)のレンタル等も含めた、ITツール導入を支援

補助率を1/2から2/3へ引き上げ

【申請要件】 補助対象経費の1/6以上が、以下の要件に合致する投資であること

A: サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

(例: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)

B: 非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための
設備・システム投資を行うこと

(例: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)

C: テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

(例: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)

令和2年度補正予算の成立(4月末)が前提となります。

↓↓↓ 詳しい内容のお問い合わせはこちらまで ↓↓↓

